

山口県報

平成 24 年
7月13日
(金曜日)

目 次

告示

瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) 一

保安林指定の解除 (下関市) (森林整備課) 三

解除予定保安林 (美祢市) (森林整備課) 三

保安林の指定施業要件を変更する旨の通知の内容の要旨及び揭示場所 (森林整備課) 三

公告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請 (七件) (県民生活課) 四

県営二島新池地区ため池等整備事業計画書の縦覧 (農村整備課) 六

家畜改良増殖法の規定に基づく種畜証明書を交付した旨の通報 (畜産振興課) 六

人委公告

平成二十四年度山口県職員採用短大卒業程度試験及び職員採用高校卒業程度試験の実施 七

平成二十四年度山口県警察官 (男性) 採用 (A) 試験 (第二回) の実施 九

平成二十四年度山口県警察官 (男性) 採用 (B) 試験の実施 二

平成二十四年度山口県警察官 (女性) 採用 (A) 試験 (第二回) の実施 四

平成二十四年度山口県警察官 (女性) 採用 (B) 試験の実施 七

雑報

公文書の開示の状況の公表 一九

個人情報開示の訂正及び利用停止の状況の公表 二〇

山口県告示第二百八十四号

瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第百十号) 第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十四年七月十三日から同年八月二日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び山口市環境部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

平成二十四年七月十三日

山口県知事 二井 関 成

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 日本果実工業株式会社
住 所 山口市仁保下郷一七七一番地
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 日本果実工業株式会社山口工場
所在地 山口市仁保下郷一七七一番地
- 三 特定施設に関する事項

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

| 種類 | 構 造 | | 使 用 の 方 法 | |
|--------------|--|--------------------|--------------------|--|
| | 能 力 (m^3 /時) | 工 事 着 手 予 定 日 期 | 工 事 完 成 予 定 日 期 | 使 用 開 始 予 定 日 期 |
| 一〇〇イ (二基) | 三・六 | 平成二四、 八、三 | 平成二四、 八、二〇 | 平成二四、 八、二二 |
| 一〇〇二 | " | " | " | " |
| 備考 | 「一〇〇イ」及び「一〇〇二」とは、水質汚濁防止法施行令 (昭和四十六年政令第百八十八号) 別表第一第十号の飲料製造業の用に供する原料処理施設及びる過施設をいう。 | | | |
| | | 断 続 | 間 隔 | 使 用 時 間 一 日 当 た 九 時 間 変 動 な し |
| | | 五 時 間 | " | 時 間 変 動 の 概 要 |

| No. 2 排 水 口 | No. 1 排 水 口 | 排 水 口 | 排 出 水 の 汚 染 状 態 の 値 | | | | | | | | | | | | |
|----------------------|----------------------|-------------|---------------------|--------------------|-----------------|-----------------|--------|--------|------------------------------|--------|--------|--------|------|-------|-------|
| | | | 通 常 | 最 大 | 通 常 | 最 大 | 通 常 | 最 大 | 通 常 | 最 大 | 通 常 | 最 大 | | | |
| | | | 水素イオン濃度 (水素指数) | 化学的酸素要求量 (mg/l) | 浮遊物質量 (mg/l) | 大腸菌群数 (個/cm) | 窒素 | リン | 排水の一日当たりの量 (m ³) | 通 常 | 最 大 | | | | |
| " | 七 | | " | 八、六 | 一、〇 | 二、二 | 一、〇 | 一、〇 | 二 | 三 | 一 | 二 | 一、五〇 | 二、〇〇 | |
| | | | 水素イオン濃度 (水素指数) | 化学的酸素要求量 (mg/l) | 浮遊物質量 (mg/l) | 大腸菌群数 (個/cm) | 窒素 | リン | 排水の一日当たりの量 (m ³) | 通 常 | 最 大 | | | | |
| " | 八、六 | | " | 二、二 | 一、五 | 五 | 一、〇 | 三、五 | 一、〇 | 一、〇 | 二 | 二 | 二、七 | 七、三、七 | 九、一、三 |

五 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

| 排水処理施設 | 種 類 | 汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値 | | | | | | | | | | | | |
|--------|--------|---------------------|-------------------|--------------------|-----------------|-----------------|--------|--------|-------------------------------|--------|--------|-----|-----|-----|
| | | 処 理 後 | 処 理 前 | 通 常 | 最 大 | 通 常 | 最 大 | 通 常 | 最 大 | 通 常 | 最 大 | | | |
| | | 項目 | 水素イオン濃度 (水素指数) | 化学的酸素要求量 (mg/l) | 浮遊物質量 (mg/l) | 大腸菌群数 (個/cm) | 窒素 | リン | 汚水等の一日当たりの量 (m ³) | 通 常 | 最 大 | | | |
| " | 七 | | " | 八、六 | 九、五 | 二、二 | 一、〇 | 一、五 | 二、二 | 一、〇 | 一、〇 | 二、三 | 二、五 | 三、九 |
| | | 項目 | 水素イオン濃度 (水素指数) | 化学的酸素要求量 (mg/l) | 浮遊物質量 (mg/l) | 大腸菌群数 (個/cm) | 窒素 | リン | 汚水等の一日当たりの量 (m ³) | 通 常 | 最 大 | | | |
| " | 七 | | " | 一、〇 | 五、〇 | 一、三 | 〇、〇 | 一、〇 | 二、〇 | 三 | 三 | 三、二 | 三、九 | 二、二 |

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

| 排水処理施設 | 種 類 | 構 造 | 能 力 (m ³ /日) | 理 る 過 凝 集 沈 殿 | 連 続 | 間 隔 時 間 | 一 日 当 た り の 時 間 | 概 季 節 的 変 動 の 要 求 | 変 動 な し | (既 設) | 工 事 着 手 予 定 年 月 日 | 工 事 完 成 予 定 年 月 日 | 使 用 開 始 予 定 年 月 日 |
|--------|--------|--------|-------------------------------|---------------------------------|--------|------------------|--------------------------------------|---|------------------|----------|---|---|---|
| | | | | | | | | | | | | | |

四 汚水等の処理施設に関する事項

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

| 種 類 | 汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値 | | | | | | | | | | | | |
|-------------|---------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---|---|----|
| | 通 常 | 最 大 | 通 常 | 最 大 | 通 常 | 最 大 | 通 常 | 最 大 | 通 常 | 最 大 | | | |
| 一〇二 | " | 六五〇 | 九〇〇 | 二〇 | 三〇 | 〇・一 | 〇・五 | 〇・〇 | 二 | 〇・〇 | 五 | 一 | 三 |
| 一〇一 (二基) | 七 | 七〇〇 | 八〇〇 | 一七〇 | 三〇〇 | 五〇 | 八〇 | 三 | 三 | 五 | 一 | 四 | 一七 |

七八 " " 二三 " "

五九五 " " 字柿木本五 " " 立木の伐採の限度

二 通知の内容を掲示した場所
萩市役所

一 通知の内容の要旨

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
保安林として指定された目的
変更に係る指定施業要件
住 森 林 所 有 者 氏 名 又 は 名 称

長門市三隅上字大焼一六八九
土砂の流出の防備
立木の伐採の限度
武田 尚武 の相続人

二 通知の内容を掲示した場所
長門市役所



(三二八) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款は、平成二十四年八月二十日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県下関県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年七月十三日

山口県知事 二井 関 成

一 申請のあった年月日

平成二十四年六月十九日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 特定非営利活動法人 e 小日本きくがわ
代 表 者 の 氏 名 林 哲也
主たる事務所の所在地 下関市菊川町大字田部一五五番地の七

(三二九) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書は、平成二十四年八月二十日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県岩国県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年七月十三日

山口県知事 二井 関 成

一 申請のあった年月日

平成二十四年六月十九日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 特定非営利活動法人要約筆記いわくに
代 表 者 の 氏 名 河本紀美子
主たる事務所の所在地 岩国市牛野谷町二丁目一五番三七号

(三三〇) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款は、平成二十四年八月二十二日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県萩県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年七月十三日

山口県知事 二井 関 成

一 申請のあった年月日

平成二十四年六月二十二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 特定非営利活動法人しぜんとおそびたい
代 表 者 の 氏 名 安倍 隆史
主たる事務所の所在地 長門市油谷蔵小田一〇〇八番地の二

(三二一) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款は、平成二十四年八月二十七日までの間、山口県環境生活部県民生活課において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年七月十三日

山口県知事 二井 関成

一 申請のあった年月日

平成二十四年六月二十五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 特定非営利活動法人消費者ネットやまぐち

代 表 者 の 氏 名 長井美智子

主たる事務所の所在地 山口市後河原二〇番地

一 申請のあった年月日

平成二十四年六月二十七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 特定非営利活動法人こどもステーション山口

代 表 者 の 氏 名 山本 有希

主たる事務所の所在地 山口市道場門前二丁目四番二〇号

一 申請のあった年月日

平成二十四年六月二十七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 特定非営利活動法人夢の湖舎

代 表 者 の 氏 名 藤原 茂

主たる事務所の所在地 山口市中尾七八七番地の一

(三二二) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次の

とおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款は、平成二十四年八月二十七日までの間、山口県環境生活部県民生活課において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年七月十三日

山口県知事 二井 関成

一 申請のあった年月日

平成二十四年六月二十七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 特定非営利活動法人防府まちと住まいのアドバイザーセンター

代 表 者 の 氏 名 三好 昇

主たる事務所の所在地 防府市八王子一丁目二八番一五号

(三二三) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款は、平成二十四年八月二十九日までの間、山口県環境生活部県民生活課において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年七月十三日

山口県知事 二井 関成

一 申請のあった年月日

平成二十四年六月二十九日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 特定非営利活動法人ラブコミュニティライフ

代 表 者 の 氏 名 石川 信子

主たる事務所の所在地 山口市下小鯖二一七三番地の二

(三二四) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書は、平成二十四年八月二十九日までの間、山口県環境生活部県民生活課において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年七月十三日

山口県知事 二井 関 成

一 申請のあった年月日

平成二十四年六月二十九日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 特定非営利活動法人レオーネ山入口スポーツクラブ
 代表者の氏名 住田 優
 主たる事務所の所在地 山口市下小鯖一三四六番地の三

(三二五) 県営二島新池地区ため池等整備事業計画書の縦覧

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、県営二島新池地区ため池等整備事業を行うための土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成二十四年七月十三日

山口県知事 二井 関 成

一 縦覧に供する書類

県営二島新池地区ため池等整備事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十四年七月十七日から同年八月六日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

(三二六) 家畜改良増殖法の規定に基づく種畜証明書を交付した旨の通報

家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第八条第一項の規定により、農林水産大臣から次の家畜につき、種畜証明書を交付した旨の通報がありました。

平成二十四年七月十三日

山口県知事 二井 関 成

| 種畜証明書 番号 | 名 | 前 | 品種 | 生年月日 | 産地 | 検査 成績 | 飼養者の住所及 び氏名又は名称 |
|-------------|--------------------------------|---|------|---------------------|-----------------------|---|--------------------|
| 一〇〇〇一 | C〇六一 | | その他 | 平成二〇、 五、一一 | 宮 城 県 級 外 | 周 南 市 大 字 粟 山 有 限 会 社 鹿 野 フ ア イ ム | |
| 一一一八〇 | 東平福 (全和黑一三二九) | | 黒毛和種 | 平成二〇、 三、一〇、 六 | 山 口 県 | 美 祢 市 伊 佐 町 河 原 山 口 県 農 林 総 合 技 術 セ ン タ ー | |
| 一一一八一 | 福美美 (全和黑原四六三) | | | 平成一五、 一 | | | |
| 一一二〇一 | 高北浦 (全和黑原五〇五) | | | 平成一八、 一〇、一六 | | | |
| 一一二〇二 | 勝典平 (全和黑原五二六五) | | | 平成一九、 一、一四 | | | |
| 一一二〇三 | 五月晴 (全和黑一四五四二) | | | 八、一〇 | | | |
| 一一二〇四 | 平成太一 (全和黑原五二九六) | | | 平成二〇、 一、一三 | | | |
| 一一二〇五 | 美津安 (全和黑一四七六一) | | | 平成二二、 六、三〇 | | | |
| 一一二〇六 | 翔龍 (全和黑原五四三二) | | | 八、二二 | | | |
| 一一二〇七 | 関茂勝 (全和黑原五四八〇) | | | 二、七 | | | |
| 一一二〇八 | 安清風 (全和黑原五四七九) | | | 平成二二、 八、一六 | | | |
| 一一二〇九 | 勝春茂 (全和黑一四八〇七) | | | 三、三一 | | | |
| 一一二一〇 | 生美治 (全和一〇子山黒一〇〇二四〇 三二六四) | | | 一〇、二五 | | | |
| 一一二一一 | 北夢 (全和一〇子山黒二二五二一六 二二四〇) | | | 二、三 | | | |
| 一一二一二 | 高北嘉 (全和一〇子山黒二二五二一六 二九九八) | | | 平成二二、 三、二九 | | | |
| 一一二一三 | 生高豊 (全和无八八九) | | 無角和種 | 平成二二、 一、一三 | | | |
| 一一二一四 | 宝阿武九乃四 (全和无八八八) | | | 四、一 | | | |
| 一一二一五 | 秋幸 | | その他 | 平成二〇、 一〇、二九 | | | |

| 程卒高度業校 | | 程卒短度業大 | |
|------------|------------------------------------|---|------------------------------------|
| 試専 験門 | 試教 験養 | 試専 験門 | 試教 験養 |
| 電土 気木 | 全試験職種 | 小・中学校 栄養士 | 小・中学校 栄養士 |
| 択一式による筆記試験 | 公務員として必要な一般的な知識及び技能についての択一式による筆記試験 | 試験職種に応じた必要な専門的知識及び技術についての択一式による筆記試験。出題分野は、別表のとおりです。 | 公務員として必要な一般的な知識及び技能についての択一式による筆記試験 |
| 二時間 | 二時間 | 二時間 | 二時間 三十分 |

2 日時

平成二十四年九月二十三日(日曜日)
 試験室入室 午前九時三十分まで
 試験 午前十時から午後三時三十分(高校卒業程度試験のうち、事務、警察事務及び小・中学校事務の試験職種にあつては、正午)まで

3 場所

| 高校卒業程度 | | | 短大卒業程度 | 試験区分 |
|-----------|-----|-----|--------|------|
| 周南市 | 山口市 | 下関市 | 山口市 | 試験地 |
| 山口県周南総合庁舎 | | | 山口県立大学 | 会場 |
| | | | 山口県立大学 | |
| | | | 下関市立大学 | |

(二) 第二次試験

1 方法及び内容

(1) 論文試験及び作文試験

短大卒業程度試験にあつては思考力、表現力、構成力等についての論文試験を、高校卒業程度試験にあつては表現力、構成力等についての作文試験を行います。

(2) 口述試験等

人物について総合的に評定するため、個別面接による試験及び適性検査を行います。

2 日時及び場所

四 配点

第一次試験及び第二次試験の配点については、次のとおりとします。

(一) 第一次試験

1 短大卒業程度

教養試験 五〇点

専門試験 五〇点

2 高校卒業程度

教養試験 五〇点

専門試験 五〇点

(二) 第二次試験

論文試験及び作文試験 六〇点

口述試験等 一四〇点

五 合格者の決定方法

(一) 第一次試験合格者は、試験の得点順に決定します。

ただし、教養試験又は専門試験の得点が平均点の七割五分未満の場合は、不合格となります。

(二) 最終合格者は、第一次試験の得点のいかんにかかわらず第二次試験の結果に基づいて決定します。

ただし、論文試験及び作文試験の得点が平均点の五割以下の場合又は口述試験等の得点が三十五点以下の場合、不合格となります。

六 合格者の発表

(一) 第一次試験合格者

平成二十四年十月二日(火曜日)とし、合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

(一) 最終合格者

平成二十四年十一月下旬とし、合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。
 なお、発表日は、第二次試験の当日にお知らせします。

(二) 試験の得点等の開示

試験の得点及び順位の開示は、山口県人事委員会事務局において行うので、試験の得点及び順位の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日(第一次試験の合格者にあつては、最終合格者の発表日)以後、来所の上、その旨を山口県人事委員会に申し出てください。

七 合格から採用までの経路及び給与

(一) 合格者は、山口県人事委員会が作成する採用候補者名簿に登載され、このうちから各任命権者が採用者を決定します。この名簿は、原則として一年間有効です。

(二) 採用は、原則として平成二十五年四月一日に行われます。

(三) 給与は、各人の経歴によつて異なりますが、一般の職員の場合は、短大卒業程度試験の合格者にあつては月額十六万四千八百円、高校卒業程度試験の合格者にあつては月額十四万五千九百円が支給されるほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給要件に依つて支給されます。

八 受験手続及び受付期間

(一) 受験申込書の請求

平成二十四年七月十三日(金曜日)以後に山口県人事委員会事務局(山口市滝町一番一号(郵便番号七五三三八五〇一))に請求してください。郵便で請求する場合は、封筒の表に「短大・高校卒業程度等受験申込書請求」と朱書きし、百二十円分の切手を貼つた宛先及び郵便番号を明記した返信用封筒(縦三十三センチメートル以上、横二十四センチメートル以上)を必ず同封してください。

なお、受験申込書は、県内の県民局及び山口県税務事務所にもあります。

(二) 受験の申込み

受験申込書に必要な事項を記入し、受験票の郵便はがき欄に宛先及び郵便番号を明記の上、山口県人事委員会事務局に提出してください。

なお、郵送の場合は、封筒の表に「受験申込書在中」と朱書きしてください。

(三) 受付の期間及び時間

平成二十四年七月十三日(金曜日)から同年八月二十四日(金曜日)まで(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。)の午前八時三十分から午後五時十五分まで受け付けます。

なお、郵送の場合は、平成二十四年八月二十四日までの消印のあるものに限ります。

す。

(四) インターネットを利用する方法による受験の申込み

- 1 インターネットを利用する方法により受験の申込みをすることができます。
- 2 受験の申込みの受付期間及び受付時間
 平成二十四年七月十三日(金曜日) 午前九時から同年八月十七日(金曜日) 午後五時まで

九 その他

この試験の詳細については、山口県人事委員会事務局(電話〇八三一九三三―四四七四)に問い合わせてください。

別表

| 試験区分 | 試験職種 | 出題分野 |
|--------|----------|------------------------------------|
| 短大卒業程度 | 小・中学校栄養士 | 社会生活と健康 人体の構造と機能 食品と衛生 栄養と健康 栄養の指導 |
| 高校卒業程度 | 電気 | 数学 物理 情報技術基礎 電気基礎 電気機器 電力技術 電子技術 |
| | 土木 | 測量 社会基盤工学 土木施工 水理学 土質力学 土木構造設計 |
| | 電気 | 数学 物理 情報技術基礎 電気基礎 電気機器 電力技術 電子技術 |
| | 電子回路 | 電子情報技術 電子計測制御 |

公 告

平成二十四年度山口県警察官(男性)採用(A)試験(第二回)の実施
 平成二十四年度山口県警察官(男性)採用(A)試験(第二回)を次のとおり実施します。
 平成二十四年七月十三日

山口県人事委員会

一 採用予定人員

| 区分 | 採用予定人員 |
|------|--------|
| 一般 | 三十人程度 |
| 武道指導 | 二人程度 |

二 職務の概要
 個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持の任務に従事します。

三 受験資格
 (一) 次の表の区分に応じた受験資格に該当する者が受験できます。

| 区分 | 受 験 資 格 |
|------|--|
| 一 般 | 昭和五十四年四月二日以降に生まれた男性で、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する大学(山口県人事委員会がこれと同等と認めるものを含み、短期大学を除く。以下「大学等」という。)の卒業者又は平成二十五年三月三十一日までに卒業する見込みの者 昭和五十四年四月二日以降に生まれた男性で、大学等の卒業者又は平成二十五年三月三十一日までに卒業する見込みの者。ただし、次の資格要件のいずれかを有する者に限ります。 1 柔道の段位が二段以上の者で、全日本柔道選手権大会、全日本学生柔道団体重別選手権大会、全日本学生柔道優勝大会又は全日本学生柔道団体優勝大会のいずれかに出場したもの 2 剣道の段位が三段以上の者で、全日本剣道選手権大会、全日本学生剣道選手権大会又は全日本学生剣道優勝大会のいずれかに出場したもの |
| 武道指導 | 1 柔道の段位が二段以上の者で、全日本柔道選手権大会、全日本学生柔道団体重別選手権大会、全日本学生柔道優勝大会又は全日本学生柔道団体優勝大会のいずれかに出場したもの 2 剣道の段位が三段以上の者で、全日本剣道選手権大会、全日本学生剣道選手権大会又は全日本学生剣道優勝大会のいずれかに出場したもの |

(二) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

- 日本の国籍を有しない者
 - 成年被後見人若しくは被保佐人又は民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第四十九号) 附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者
 - 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - 山口県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
 - 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- 四 試験の方法、内容、日時及び場所
 試験は、第一次試験及び第二次試験とします。
 なお、第二次試験は、第一次試験合格者について行います。
- (一) 第一次試験
- 方法及び内容
 警察官として必要な一般的な知識及び知能について、択一式による筆記試験により、大学卒業程度の教養試験を行います。
 - 日時
 平成二十四年九月十六日(日曜日)

試験室入室 午前九時三十分まで
 試験 午前十時から午後零時三十分まで
 場所 山口市桜島三丁目二番一号

(二) 第二次試験

1 方法及び内容

(1) 論文試験

思考力、表現力、構成力等について試験を行います。

(2) 口述試験等

人物について総合的に評定するため、個別面接及び集団討論(武道指導にあつては、個別面接)による試験並びに適性検査を行います。

(3) 身体検査

山口県人事委員会が指定する公的医療機関において検査します。詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

なお、検査には、次のような基準があります。

身長 一六〇センチメートル以上であること。

体重 四七キログラム以上であること。

胸囲 七八センチメートル以上であること。

視力 両眼とも裸眼視力が〇・六以上又は矯正視力が一・〇以上であること。

色覚 職務の遂行に支障がないこと。

聴力 正常であること。

その他 職務の遂行上支障がない身体的状態であること。

(4) 体力検査

職務の遂行上必要な体力を有するかどうかについて検査します。

なお、検査には、次のような基準があります。

反復横跳び 二〇秒間に五〇回以上

握力 左右の平均が四四キログラム以上

上体起こし 三〇秒間に二五回以上

シャトルラン 五五回以上

関節運動 正常であること。

2 日時及び場所

(1) 適性検査

日時 平成二十四年十一月三日(土曜日)

場所 山口市小郡下郷三五六〇番地の二
山口県総合交通センター

(2) 口述試験及び体力検査

日時 平成二十四年十一月五日(月曜日)から同月十二日(月曜日)までの間で山口県人事委員会が指定する日

場所 山口市仁保下郷一四五九番地
山口県警察学校

五 配点

詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。
第一次試験及び第二次試験の配点については、次のとおりとします。

- (一) 第一次試験 教養試験 五〇点
- (二) 第二次試験

論文試験 四〇点

口述試験等 一四〇点
体力検査 六〇点

六 合格者の決定方法

- (一) 第一次試験合格者は、試験の得点順に決定します。
- (二) 最終合格者は、第一次試験の得点のいかんにかかわらず、第二次試験の結果に基づいて決定します。

ただし、論文試験の得点が平均点の五割以下の場合、口述試験等の得点が三十五点以下の場合、身体検査の基準を満たさない場合又は体力検査の二項目以上が基準に達しない場合若しくは一項目でも著しく基準を下回る場合は、不合格となります。

七 合格者の発表

- (一) 第一次試験合格者
平成二十四年九月二十七日(木曜日)に合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内及び山口県警察本部前の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。
- (二) 最終合格者
平成二十四年十一月下旬に合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内及び山口県警察本部前の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

す。

なお、発表日は、第二次試験当日にお知らせします。

(三) 試験の得点等の開示

試験の得点及び順位の開示は、山口県人事委員会事務局において行うので、試験の得点及び順位の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日(第一次試験の合格者にあつては最終合格者の発表日)以後、来所の上、その旨を山口県人事委員会に申し出てください。

八 合格から採用までの経路及び給与

- (一) 合格者は、山口県人事委員会が作成する採用候補者名簿に登載され、このうちから山口県警察本部長が採用者を決定します。この名簿は、原則として一年間有効です。

(二) 採用は、原則として平成二十五年四月一日に行われます。採用者は、山口県巡査に任命され、山口県警察学校に入校し、六月間の初任教養を受けた後、勤務箇所に配置されます。

(三) 給与は、原則として月額二十万二千九百円が支給されるほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

九 受験手続及び受付期間

- (一) 受験申込書の請求
平成二十四年七月十三日(金曜日)以後に山口県人事委員会事務局(山口市滝町一番一号(郵便番号七五三三八五〇一))に請求してください。郵便で請求する場合は、封筒の表に「警察官(男性)(A)受験申込書請求」と朱書きし、百二十円分の切手を貼った宛先及び郵便番号を明記した返信用封筒(縦三十三センチメートル以上、横二十四センチメートル以上のもの)を必ず同封してください。

なお、受験申込書は、山口県内の警察署、交番及び駐在所にもあります。

(二) 受験の申込み

受験申込書に必要な事項を記入し、受験票の郵便はがき欄に宛先及び郵便番号を明記の上、山口県人事委員会事務局に提出してください。

- (三) 受付の期間及び時間
平成二十四年七月十三日(金曜日)から同年八月二十四日(金曜日)まで(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。)の午前八時三十分から午後五時十五分まで受け付けます。

なお、郵送の場合は、平成二十四年八月二十四日までの消印のあるものに限ります。

(四) インターネットを利用する方法による受験の申込み
 1 インターネットを利用する方法により受験の申込みをすることができます。
 2 受験の申込みの受付期間及び受付時間
 平成二十四年七月十三日(金曜日)午前九時から同年八月十七日(金曜日)午後五時まで
 七 その他
 この試験の詳細については、山口県人事委員会事務局(電話〇八三一九三三―四四七四)又は山口県警察本部警務部警務課(電話〇八三一九三三―〇一〇)に問い合わせてください。

公 告

平成二十四年度山口県警察官(男性)採用(B)試験の実施
 平成二十四年度山口県警察官(男性)採用(B)試験を次のとおり実施します。
 平成二十四年七月十三日
 山口県人事委員会

一 募集都府県名及び採用予定人員

| 都府県名 | 採用予定人員 |
|------|----------|
| 山口県 | 三十人程度 |
| 東京都 | それぞれ二人程度 |
| 京都府 | |
| 大阪府 | |
| 兵庫県 | |

二 職務の概要

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持の任務に従事します。

三 受験資格

(一) 次の表の区分に応じた受験資格に該当する者が受験できます。

| 都府県名 | 受 験 資 格 |
|------|---|
| 山口県 | 昭和五十四年四月二日から平成七年四月一日までに生まれた者(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する大学(山口県人事委員会がこれと同等と認めるものを含み、短期大学を除く。以下「大学等」という。)の卒業者又は大学等に在籍している者を除く。) |
| 東京都 | 昭和五十七年九月十八日から平成七年四月一日までに生まれた者(大学等の卒業者又は大学等に在籍している者を除く。) |
| 京都府 | 昭和五十七年四月二日から平成七年四月一日までに生まれた者(大学等の卒業者又は大学等に在籍している者を除く。) |
| 兵庫県 | 昭和五十二年四月二日から平成七年四月一日までに生まれた者(大学等の卒業者又は大学等に在籍している者を除く。) |

(二) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

- 1 日本の国籍を有しない者
- 2 成年被後見人若しくは被保佐人又は民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第四十九号)附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者
- 3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 4 志望する都府県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 5 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

四 試験の方法、内容、日時及び場所

試験は、第一次試験及び第二次試験とします。

なお、第二次試験は、第一次試験合格者について行います。

(一) 第一次試験

1 方法及び内容

警察官として必要な一般的な知識及び知能について、択一式による筆記試験により、高等学校卒業程度の教養試験を行います。

2 日時

平成二十四年九月十六日(日曜日)

試験室入室 午前九時三十分まで

試験 午前十時から午後零時まで

3 場所

- 下関市 下関市立大学
 - 山口市 山口大学
 - 周南市 山口県周南総合庁舎
- (二) 第二次試験

山口県の合格者については、次のとおり実施します。
 なお、山口県以外の都府県の合格者については、当該都府県から文書で通知され

1 方法及び内容

(1) 作文試験

表現力、構成力等について試験を行います。

(2) 口述試験等

人物について総合的に評定するため、個別面接による試験及び適性検査を行います。

(3) 身体検査

山口県人事委員会が指定する公的医療機関において検査します。詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

なお、検査には、次のような基準があります。

身長 一六〇センチメートル以上であること。

体重 四七キログラム以上であること。

胸囲 七八センチメートル以上であること。

視力 両眼とも裸眼視力が〇・六以上又は矯正視力が一・〇以上であること。

色覚 職務の遂行に支障がないこと。

聴力 正常であること。

その他 職務の遂行上支障がない身体的状態であること。

体力検査 職務の遂行上必要な体力を有するかどうかについて検査します。

なお、検査には、次のような基準があります。

反復横跳び 二〇秒間に五〇回以上

握力 左右の平均が四四キログラム以上

上体起こし 三〇秒間に二五回以上

シャトルラン 五五回以上

関節運動 正常であること。

2 日時及び場所

(1) 適性検査

日時 平成二十四年十月二十七日(土曜日)
 場所 山口市小郡下郷三五六〇番地の二
 山口県総合交通センター

(2) 口述試験及び体力検査

日時 平成二十四年十月二十九日(月曜日) から同年十一月五日(月曜日)までの間で山口県人事委員会が指定する日
 場所 山口市仁保下郷一四五九番地
 山口県警察学校

詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

五 配点

山口県の第一次試験及び第二次試験の配点については、次のとおりとします。

(一) 第一次試験

教養試験 五〇点

(二) 第二次試験

作文試験 四〇点

口述試験等 一四〇点

体力検査 六〇点

六 合格者の決定方法

(一) 第一次試験合格者は、試験の得点順に決定します。

ただし、教養試験の得点が平均点の五割未満の場合は、不合格となります。

(二) 最終合格者は、第二次試験の得点のいかんにかかわらず、第二次試験の結果に基づいて決定します。

ただし、作文試験の得点が平均点の五割以下の場合、口述試験等の得点が三十五点以下の場合、身体検査の基準を満たさない場合又は体力検査の二項目以上が基準に達しない場合若しくは一項目でも著しく基準を下回る場合は、不合格となります。

七 合格者の発表

(一) 第一次試験合格者

山口県の合格者については、平成二十四年九月二十七日(木曜日)に合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内及び山口県警察本部前の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

なお、山口県以外の都府県の合格者については、平成二十四年十二月上旬までに当該都府県から文書で通知されます。

(二) 最終合格者

山口県の合格者については、平成二十四年十一月下旬に合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内及び山口県警察本部前の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

なお、発表日は、第二次試験の当日にお知らせします。おつて、山口県以外の都府県の合格者については、平成二十五年二月中旬までに当該都府県から文書で通知されます。

(三) 試験の得点等の開示

試験の得点及び順位の開示は、山口県人事委員会事務局において行うので、試験の得点及び順位の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日(第一次試験の合格者にあつては最終合格者の発表日、第一次試験の不合格者で山口県以外の都府県を志望するものにあつては当該都府県の最終合格者の発表日)以後、来所の上、その旨を山口県人事委員会に申し出て下さい。

八 合格から採用までの経路及び給与

(一) 合格者は、それぞれの都府県の採用候補者名簿に記載され、このうちから各都府県の任命権者(警視總監又は警察本部長)が採用者を決定します。この名簿は、原則として一年間有効です。

(二) 採用は、原則として平成二十五年四月一日に行われます。採用者は、巡査に任命され、各都府県の警察学校に入校し、十月間の初任教養を受けた後、勤務箇所に配置されます。

(三) 給与は、各都府県で多少の差はありますが、山口県においては、原則として月額十七万百円が支給されるほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

九 受験手続及び受付期間

(一) 受験申込書の請求

平成二十四年七月十三日(金曜日)以後に山口県人事委員会事務局(山口市滝町一番一号(郵便番号七五三三八五〇一))に請求してください。郵便で請求する場合は、封筒の表に「警察官(男性)(B)受験申込書請求」と朱書きし、百二十円分の切手を貼った宛先及び郵便番号を明記した返信用封筒(縦三十三センチメートル以上、横二十四センチメートル以上)を必ず同封してください。

なお、受験申込書は、山口県内の警察署、交番及び駐在所にもあります。

(二) 受験の申込み

1 受験申込書に必要な事項を記入し、受験票の郵便はがき欄に宛先及び郵便番号を明記の上、山口県人事委員会事務局に提出してください。

なお、郵送の場合は、封筒の表に「受験申込書在中」と朱書きしてください。

2 受験申込書には志望都府県名を第二志望まで記入できます。志望できる都府県は、山口県、東京都、京都府、大阪府及び兵庫県の五都府県です。ただし、山口県を第二志望とすることはできません。

(三) 受付の期間及び時間

平成二十四年七月十三日(金曜日)から同年八月二十四日(金曜日)まで(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。)の午前八時三十分から午後五時十五分まで受け付けます。なお、郵送の場合は、平成二十四年八月二十四日までの消印のあるものに限ります。

(四) インターネットを利用する方法による受験の申込み

1 インターネットを利用する方法により受験の申込みをすることができます。平成二十四年七月十三日(金曜日)午前九時から同年八月十七日(金曜日)午後五時まで

十 その他

この試験の詳細については、山口県人事委員会事務局(電話〇八三一九三三―四四七四)又は山口県警察本部警務部警務課(電話〇八三一九三三―〇一〇)に問い合わせてください。

公 告

平成二十四年度山口県警察官(女性)採用(A)試験(第二回)の実施

平成二十四年度山口県警察官(女性)採用(A)試験(第二回)を次のとおり実施します。

平成二十四年七月十三日

山口県人事委員会

一 採用予定人員

六人程度

二 職務の概要

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持の任務に従事します。

三 受験資格

(一) 昭和五十四年四月二日以降に生まれた女性で、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する大学(山口県人事委員会がこれと同等と認めるものを含み、短期大学を除く。)の卒業者又は平成二十五年三月三十一日までに卒業する見込みの者が受験できません。

(二) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

- 1 日本の国籍を有しない者
- 2 成年被後見人若しくは被保佐人又は民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第四十九号)附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者
- 3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 4 山口県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 5 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

四 試験の方法、内容、日時及び場所

試験は、第一次試験及び第二次試験とします。

なお、第二次試験は、第一次試験合格者について行います。

(一) 第一次試験

1 方法及び内容

警察官として必要な一般的な知識及び知能について、択一式による筆記試験により、大学卒業程度の教養試験を行います。

2 日時

平成二十四年九月十六日(日曜日)

試験室入室 午前九時三十分まで

試験 午前十時から午後零時三十分まで

3 場所

山口市桜島三丁目一番一号

山口県立大学

(二) 第二次試験

1 方法及び内容

(1) 論文試験

思考力、表現力、構成力等について試験を行います。

(2) 口述試験等

人物について総合的に評定するため、個別面接及び集団討論による試験並び

に適性検査を行います。

(3) 身体検査

山口県人事委員会が指定する公的医療機関において検査します。詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

なお、検査には、次のような基準があります。

- 身長 一五三センチメートル以上であること。
- 体重 四三キログラム以上であること。
- 視力 両眼とも裸眼視力が〇・六以上又は矯正視力が一・〇以上であること。
- 色覚 職務の遂行に支障がないこと。
- 聴力 正常であること。

その他 職務の遂行上支障がない身体的状態であること。

(4) 体力検査

職務の遂行上必要な体力を有するかどうかについて検査します。

なお、検査には、次のような基準があります。

- 反復横跳び 二〇秒間に四三回以上
- 握力 左右の平均が二七キログラム以上
- 上体起こし 三〇秒間に一八回以上
- シャトルラン 三一回以上
- 関節運動 正常であること。

2 日時及び場所

(1) 適性検査

日時 平成二十四年十一月三日(土曜日)

場所 山口市小郡下郷三五〇番地の二

山口県総合交通センター

(2) 口述試験及び体力検査

日時 平成二十四年十一月五日(月曜日)から同月十二日(月曜日)までの間で山口県人事委員会が指定する日

場所 山口市仁保下郷一四五九番地

山口県警察学校

詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

五 配点

第一次試験及び第二次試験の配点については、次のとおりとします。

(一) 第一次試験

(一) 教養試験 五〇点
第二次試験

論文試験 四〇点
口述試験等 一四〇点
体力検査 六〇点

六 合格者の決定方法

(一) 第一次試験合格者は、試験の得点順に決定します。

ただし、教養試験の得点が平均点の五割未満の場合は、不合格となります。

(二) 最終合格者は、第一次試験の得点のいかんにかかわらず、第二次試験の結果に基づいて決定します。

ただし、論文試験の得点が平均点の五割以下の場合、口述試験等の得点が三十五点以下の場合、身体検査の基準を満たさない場合又は体力検査の二項目以上が基準に達しない場合若しくは一項目でも著しく基準を下回る場合は、不合格となります。

七 合格者の発表

(一) 第一次試験合格者

平成二十四年九月二十七日(木曜日)とし、合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内及び山口県警察本部前の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

(二) 最終合格者

平成二十四年十一月下旬とし、合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内及び山口県警察本部前の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

なお、発表日は、第二次試験当日にお知らせします。

(三) 試験の得点等の開示

試験の得点及び順位の開示は、山口県人事委員会事務局において行うので、試験の得点及び順位の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日(第一次試験の合格者にあつては、最終合格者の発表日)以後、来所の上、その旨を山口県人事委員会に申し出てください。

八 合格から採用までの経路及び給与

(一) 合格者は、山口県人事委員会が作成する採用候補者名簿に記載され、このうちから山口県警察本部長が採用者を決定します。この名簿は、原則として一年間有効です。

(二) 採用は、原則として平成二十五年四月一日に行われます。採用者は、山口県巡査

に任命され、山口県警察学校に入校し、六月間の初任教養を受けた後、勤務箇所に配置されます。

(二) 給与は、原則として月額二十万二千九百円が支給されるほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

九 受験手続及び受付期間

(一) 受験申込書の請求

平成二十四年七月十三日(金曜日)以後に山口県人事委員会事務局(山口市滝町一番一号(郵便番号七五三-八五〇-))に請求してください。郵便で請求する場合は、封筒の表に「警察官(女性)(A)受験申込書請求」と朱書きし、百二十円分の切手を貼った宛先及び郵便番号を明記した返信用封筒(縦三十三センチメートル以上、横二十四センチメートル以上)を必ず同封してください。

なお、受験申込書は、山口県内の警察署、交番及び駐在所にもあります。

(二) 受験の申込み

受験申込書に必要な事項を記入し、受験票の郵便はがき欄に宛先及び郵便番号を明記の上、山口県人事委員会事務局に提出してください。

なお、郵送の場合は、封筒の表に「受験申込書在中」と朱書きしてください。

(三) 受付の期間及び時間

平成二十四年七月十三日(金曜日)から同年八月二十四日(金曜日)まで(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。)の午前八時三十分から午後五時十五分まで受け付けます。なお、郵送の場合は、平成二十四年八月二十四日までの消印のあるものに限ります。

(四) インターネットを利用する方法による受験の申込み

1 インターネットを利用する方法により受験の申込みをすることができます。

2 受験の申込みの受付期間及び受付時間

平成二十四年七月十三日(金曜日)午前九時から同年八月十七日(金曜日)午後五時まで

十 その他

この試験の詳細については、山口県人事委員会事務局(電話〇八三-九三三-四四七四)又は山口県警察本部警務部警務課(電話〇八三-九三三-〇一一〇)に問い合わせてください。

公 告

平成二十四年度山口県警察官(女性)採用(B)試験の実施

平成二十四年度山口県警察官(女性)採用(B)試験を次のとおり実施します。

平成二十四年七月十三日

山口県人事委員会

一 採用予定人員
六人程度

二 職務の概要

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持の任務に従事します。

三 受験資格

(一) 昭和五十四年四月二日から平成七年四月一日までに生まれた女性が受験できません。ただし、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する大学(山口県人事委員会がこれと同等と認めるものを含み、短期大学を除く。以下「大学等」という。)の卒業者又は大学等に在籍している者は、受験できません。

(二) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

- 1 日本の国籍を有しない者
- 2 成年被後見人若しくは被保佐人又は民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第四十九号)附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者
- 3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

4 山口県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

5 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

試験の方法、内容、日時及び場所

試験は、第一次試験及び第二次試験とします。

なお、第二次試験は、第一次試験合格者について行います。

(一) 第一次試験

1 方法及び内容

警察官として必要な一般的な知識及び知能について、択一式による筆記試験により、高等学校卒業程度の教養試験を行います。

2 日時

平成二十四年九月十六日(日曜日)

試験室入室 午前九時三十分まで

試験 午前十時から午後零時まで

3 場所

下関市 下関市立大学

山口市 山口大学

周南市 山口県周南総合庁舎

(二) 第二次試験

1 方法及び内容

(1) 作文試験

表現力、構成力等について試験を行います。

(2) 口述試験等

人物について総合的に評定するため、個別面接による試験及び適性検査を行います。

(3) 身体検査

山口県人事委員会が指定する公的医療機関において検査します。詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

なお、検査には、次のような基準があります。

身長 一五三センチメートル以上であること。

体重 四三キログラム以上であること。

視力 両眼とも裸眼視力が〇・六以上又は矯正視力が一・〇以上であること。

色覚 職務の遂行に支障がないこと。

聴力 正常であること。

その他 職務の遂行上支障がない身体的状態であること。

(4) 体力検査

職務の遂行上必要な体力を有するかどうかについて検査します。

なお、検査には、次のような基準があります。

反復横跳び 二〇秒間に四三回以上

握力 左右の平均が二七キログラム以上

上体起こし 三〇秒間に一八回以上

シャトルラン 三一回以上

関節運動 正常であること。

2 日時及び場所

(1) 適性検査

日時 平成二十四年十月二十七日(土曜日)
場所 山口市小郡下郷三五六〇番地の二

山口県総合交通センター

(2) 口述試験及び体力検査

日時 平成二十四年十月二十九日(月曜日) から同年十一月五日(月曜日)までの間で山口県人事委員会が指定する日
場所 山口市仁保下郷一四五九番地
山口県警察学校

詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

五 配点

第一次試験及び第二次試験の配点については、次のとおりとします。

(一) 第一次試験

教養試験 五〇点

(二) 第二次試験

作文試験 四〇点

口述試験等 一四〇点

体力検査 六〇点

六 合格者の決定方法

(一) 第一次試験合格者は、試験の得点順に決定します。

ただし、教養試験の得点が平均点の五割未満の場合は、不合格となります。

(二) 最終合格者は、第一次試験の得点のいかんにかかわらず、第二次試験の結果に基づいて決定します。

ただし、作文試験の得点が平均点の五割以下の場合、口述試験等の得点が三十五点以下の場合、身体検査の基準を満たさない場合又は体力検査の二項目以上が基準に達しない場合若しくは一項目でも著しく基準を下回る場合は、不合格となります。

七 合格者の発表

(一) 第一次試験合格者

平成二十四年九月二十七日(木曜日)とし、合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内及び山口県警察本部前の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

(二) 最終合格者

平成二十四年十一月下旬とし、合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内及び山口県警察本部前の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

なお、発表日は、第二次試験の当日にお知らせします。

(三) 試験の得点等の開示

試験の得点及び順位の開示は、山口県人事委員会事務局において行うので、試験の得点及び順位の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日(第一次試験の合格者にあつては、最終合格者の発表日)以後、来所の上、その旨を山口県人事委員会に申し出てください。

八 合格から採用までの経路及び給与

(一) 合格者は、山口県人事委員会が作成する採用候補者名簿に登載され、このうちから山口県警察本部長が採用者を決定します。この名簿は、原則として一年間有効です。

(二) 採用は、原則として平成二十五年四月一日に行われます。採用者は、山口県巡査に任命され、山口県警察学校に入校し、十月間の初任教養を受けた後、勤務箇所に配置されます。

(三) 給与は、原則として月額十七万百円が支給されるほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

九 受験手続及び受付期間

(一) 受験申込書の請求

平成二十四年七月十三日(金曜日)以後に山口県人事委員会事務局(山口市滝町一番一号(郵便番号七五三三八五〇一))に請求してください。郵便で請求する場合は、封筒の表に「警察官(女性)(B)受験申込書請求」と朱書きし、百二十円分の切手を貼った宛先及び郵便番号を明記した返信用封筒(縦三十三センチメートル以上、横二十四センチメートル以上のもの)を必ず同封してください。

なお、受験申込書は、山口県内の警察署、交番及び駐在所にもあります。

(二) 受験の申込み

受験申込書に必要な事項を記入し、受験票の郵便はがき欄に宛先及び郵便番号を明記の上、山口県人事委員会事務局に提出してください。

なお、郵送の場合は、封筒の表に「受験申込書在中」と朱書きしてください。

(三) 受付の期間及び時間

平成二十四年七月十三日(金曜日)から同年八月二十四日(金曜日)まで(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。)の午前八時三十分から午後五時十五分まで受け付けます。

なお、郵送の場合は、平成二十四年八月二十四日までの消印のあるものに限ります。

(四) インターネットを利用する方法による受験の申込み

- 1 インターネットを利用する方法により受験の申込みをすることができます。
- 2 受験の申込みの受付期間及び受付時間
平成二十四年七月十三日(金曜日)午前九時から同年八月十七日(金曜日)午後五時まで

十 その他

この試験の詳細については、山口県人事委員会事務局(電話〇八三一九三三―四四七四)又は山口県警察本部警務部警務課(電話〇八三一九三三―〇一〇)に問い合わせてください。



公文書の開示の状況の公表

山口県情報公開条例(平成九年山口県条例第十八号)第二十三条の規定により、平成二十三年度における公文書の開示の状況を次のとおり公表します。

平成二十四年七月十三日

山口県知事 二井 関 成

1 公文書の開示の請求又は申出の件数及び処理状況

公文書の開示の請求又は申出の件数及び処理状況は、次のとおりです。

(1) 開示の請求又は申出の件数等 (単位 件)

| 開示の請求又は申出の件数 | 処 理 状 況 | | | | その他 |
|----------------|----------------|---------------|-------|-------|-----|
| | 開 示 | 部分開示 | 非 開 示 | 未 処 理 | |
| 14,901 (73) | 13,379 (57) | 1,112 (16) | 7 | 173 | 230 |

備考 ()内は、前年度末に未処理であったものの件数であり、いずれも外数である。

(2) 実施機関別の内訳 (単位 件)

| 実施機関の区分 | 処 理 状 況 | | | | その他 |
|--------------|---------|------|-------|-------|-----|
| | 開 示 | 部分開示 | 非 開 示 | 未 処 理 | |
| 開示の請求又は申出の件数 | 開 示 | 部分開示 | 非 開 示 | 未 処 理 | その他 |

| 事 業 部 局 | 知 務 部 | | | | | | | 計 |
|---------------------------|----------------|----------------|---------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----|
| | 総 合 策 略 部 | 地 域 振 興 部 | 環 境 生 活 部 | 健 康 福 祉 部 | 商 工 労 働 部 | 農 林 水 産 部 | 土 木 建 築 部 | |
| 国体・障害者スポーツ大会局 | 5 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 5 |
| 計 | 14,172 (63) | 13,171 (57) | 692 (6) | 0 | 0 | 6 | 103 | 200 |
| 議 会 | 54 | 31 | 23 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 教 育 委 員 会 | 89 | 12 | 60 | 0 | 0 | 1 | 1 | 16 |
| 選 挙 管 理 委 員 会 | 46 (10) | 7 | 37 (10) | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 |
| 人 事 委 員 会 | 2 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 監 査 委 員 会 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 公 安 委 員 会 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 警 察 本 部 長 | 477 | 111 | 292 | 1 | 69 | 4 | 4 | 4 |
| 労 働 委 員 会 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 |
| 収 用 委 員 会 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 日 本 海 域 区 漁 業 調 整 委 員 会 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 瀬 戸 内 海 域 区 漁 業 調 整 委 員 会 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 公 営 企 業 管 理 者 | 52 | 45 | 5 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 |
| 地 方 独 立 行 政 法 人 | 4 | 1 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 合 計 | 14,901 (73) | 13,379 (57) | 1,112 (16) | 7 | 173 | 230 | 230 | 230 |

備考 ()内は、前年度末に未処理であったものの件数であり、いずれも外数である。

平成二十五年七月十三日

山口県民権 二一 井 関 政

(3) 開示をしない理由の内訳

(単位 件)

| 開示をしない理由の区分 | 部分開示 | 非開示 | 合計 |
|----------------|---------------|-----|---------------|
| 法令秘等情報(第1号) | 3 | 1 | 4 |
| 個人等情報(第2号) | 548 (12) | 1 | 549 (12) |
| 法人等情報(第3号) | 333 | 1 | 334 |
| 犯罪捜査等情報(第4号) | 115 | 0 | 115 |
| 意思形成過程情報(第5号) | 6 | 3 | 9 |
| 行政運営情報(第6号) | 124 | 1 | 125 |
| 協力・信頼関係情報(第7号) | 307 (4) | 1 | 308 (4) |
| 合議制機関等情報(第8号) | 0 | 0 | 0 |
| 合計 | 1,486 (16) | 8 | 1,494 (16) |

備考

- 1 「開示をしない理由の区分」欄の()内は、山口県情報公開条例第1条の号名である。
 - 2 「部分開示」欄及び「合計」欄の()内は、前年度末に未処理であったものの件数であり、いずれも外数である。
 - 3 事案により複数の開示をしない理由に該当するものがあるため、合計件数は、(1)の表の部分開示の件数と非開示の件数との合計件数より多くなっている。
- 2 不服申立て又は不服の申出の件数及び処理状況
 不服申立て又は不服の申出の件数及び処理状況は、次のとおりです。

(単位 件)

| 不服申立て又は不服の申出の件数 | 不服申立てに対する決定若しくは裁決又は不服の申出に対する回答 | | 取下げ | 審査中 |
|-----------------|--------------------------------|-----------|-----|----------|
| | 認容 | 一部認容棄却 | | |
| 10 (12) | 0 | 2 (10) | 0 | 8 (2) |

備考 ()内は、前年度末に審査中であつたものの件数であり、いずれも外数である。

個人情報の開示 訂正及び利用停止の状況の公表

山口県個人情報保護条例(平成十三年山口県条例第四十三号)第三十九条の規定により、平成二十三年度における個人情報の開示、訂正及び利用停止の状況を次のとおり公表します。

- 1 個人情報の開示の請求及び口頭による開示の申出の件数及び処理状況
 個人情報の開示の請求及び口頭による開示の申出の件数及び処理状況は、次のとおりです。

(1) 開示の請求及び申出の件数等

(単位 件)

| 開示の請求及び申出の件数 | 処 理 状 況 | | | その他 | | |
|--------------|---------|--------|-----|-----|---|---|
| | 開 示 | 部分開示 | 非開示 | | | |
| 開示の請求 | 209 | 131 | 72 | 1 | 2 | 3 |
| 開示の申出 | 19,704 | 19,704 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合計 | 19,913 | 19,835 | 72 | 1 | 2 | 3 |

(2) 実施機関別の内訳

(単位 件)

| 実施機関の区分 | 開示の請求又は申出の件数 | 処 理 状 況 | | | その他 | |
|---------------|--------------|---------|------|-----|-----|---|
| | | 開 示 | 部分開示 | 非開示 | | |
| 総務部 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 総合政策部 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 地域振興部 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 環境生活部 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 健康福祉部 | 85 | 75 | 10 | 0 | 0 | 0 |
| 商工労働部 | 50 | 50 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 農林水産部 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 土木建築部 | 6 | 3 | 1 | 1 | 0 | 1 |
| 国体・障害者スポーツ大会局 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 会計管理局 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 計 | 142 | 129 | 11 | 1 | 0 | 1 |
| 議会 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 教育委員会 | 13 | 11 | 1 | 0 | 1 | 0 |
| 選挙管理委員会 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

| | | | | | | | |
|---------------|--------|--------|----|---|---|---|---|
| 人事委員会 | 195 | 195 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 監査委員 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 公安委員会 | 19,276 | 19,276 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 警察本部長 | 101 | 40 | 59 | 0 | 0 | 0 | 2 |
| 労働委員会 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 収用委員会 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 日本海海区漁業調整委員会 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 瀬戸内海海区漁業調整委員会 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 内水面漁場管理委員会 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 公営企業管理者 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 地方独立行政法人 | 186 | 184 | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 |
| 合計 | 19,913 | 19,835 | 72 | 1 | 1 | 2 | 3 |

(3) 開示をしない理由の内訳

(単位 件)

| 開示をしない理由の区分 | 部分開示 | 非開示 | 合計 |
|-----------------|------|-----|----|
| 法令秘密情報 (第1号) | 0 | 0 | 0 |
| 未成年者情報 (第2号) | 0 | 0 | 0 |
| 第三者情報 (第3号) | 72 | 0 | 72 |
| 法人等情報 (第4号) | 0 | 0 | 0 |
| 犯罪捜査等情報 (第5号) | 2 | 0 | 2 |
| 意思形成過程情報 (第6号) | 0 | 0 | 0 |
| 評価・選考等情報 (第7号) | 0 | 0 | 0 |
| 行政運営情報 (第8号) | 7 | 1 | 8 |
| 協力・信頼関係情報 (第9号) | 0 | 0 | 0 |
| 合議制機関等情報 (第10号) | 0 | 0 | 0 |
| 合計 | 81 | 1 | 82 |

備考

「開示をしない理由の区分」欄の () 内は、山口県個人情報保護条例第6条の号名である。

2 事案により複数の開示をしない理由に該当するものがあるため、合計件数は、(1)の表の部分開示の件数と非開示の件数との合計件数より多くなっている。

2 個人情報の訂正の請求の件数及び処理状況

個人情報の訂正の請求の件数及び処理状況は、次のとおりです。

(単位 件)

| 訂正の請求の件数 | 処 理 状 況 | | | その他 |
|----------|---------|-------|-------|-----|
| | 訂 正 | 非 訂 正 | 未 処 理 | |
| 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

3 個人情報の利用停止の請求の件数及び処理状況

個人情報の利用停止の請求の件数及び処理状況は、次のとおりです。

(単位 件)

| 利用停止の請求の件数 | 処 理 状 況 | | | その他 |
|------------|---------|-------|-------|-----|
| | 利用停止 | 非利用停止 | 未 処 理 | |
| 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

4 不服申立ての件数及び処理状況

不服申立ての件数及び処理状況は、次のとおりです。

(単位 件)

| 不服申立ての件数 | 不服申立てに対する決定又は裁決 | | | | 取下げ | 審査中 |
|----------|-----------------|--------|-----|-----|-----|-----|
| | 認 容 | 一部 認 容 | 棄 却 | 却 下 | | |
| 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

平成二十四年七月十三日印刷
発行

発行人所

山口県知事
山口市